

[参考] 1-1~3

印鑑登録証明書等関連資料

市町村における印鑑登録証の発行状況等

(平成12年3月31日現在)

※平成12年4月19日「印鑑登録証明事務に関する調」(自治省振興課)による。

1. 印鑑登録を受けている者の数 7、460万人(うち住基台帳記載人口6,840万人)

2. 平成11年度中に印鑑登録を受けた者 610万人(うち住基台帳記載人口 540万人)

3. 印鑑登録証交付手数料

無料	1,375団体(42.3%)
300円	815団体(25.1%)
200円	730団体(22.4%)
100円	67団体(2.1%)
500円	48団体(1.5%)

その他にも 50円(26団体) から 1,000円(1団体)まで217団体が有料

4. 平成11年度中の印鑑登録証明証数 6,490万通

住基カードの印鑑登録証(登録者識別カード)としての利用

《印鑑登録事務処理要領より》

①住基カードの印鑑登録証としての利用

- ・印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードの交付に代えて利用する。

※印鑑登録者識別カードとは、印鑑登録者を識別するための磁気又はICカードのこと。

②住基カードの券面に印鑑登録番号を記載する場合

- ・印鑑登録証である住基カードを提示し、カードの基本領域に設定された暗証番号を照合し、印鑑登録証明書の交付を受ける。
- ・基本領域の暗証番号が照合できないと、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。

③住基カードの条例利用領域又は磁気テープを利用する場合

- ・印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードである住基カードを提示し、カードの条例利用領域に設定された暗証番号を照合し、印鑑登録証明書の交付を受ける。
- ・条例利用領域の暗証番号が照合できないと、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。

住基カードの住民票等の交付への利用

《住民基本台帳事務処理要領より》

①請求者識別カードに住基カードの条例利用領域又は磁気テープを利用する場合

- ・ 住基カード及条例利用領域に設定された請求者暗証番号を照合し、自動交付機による住民票の写し等の交付を受ける。

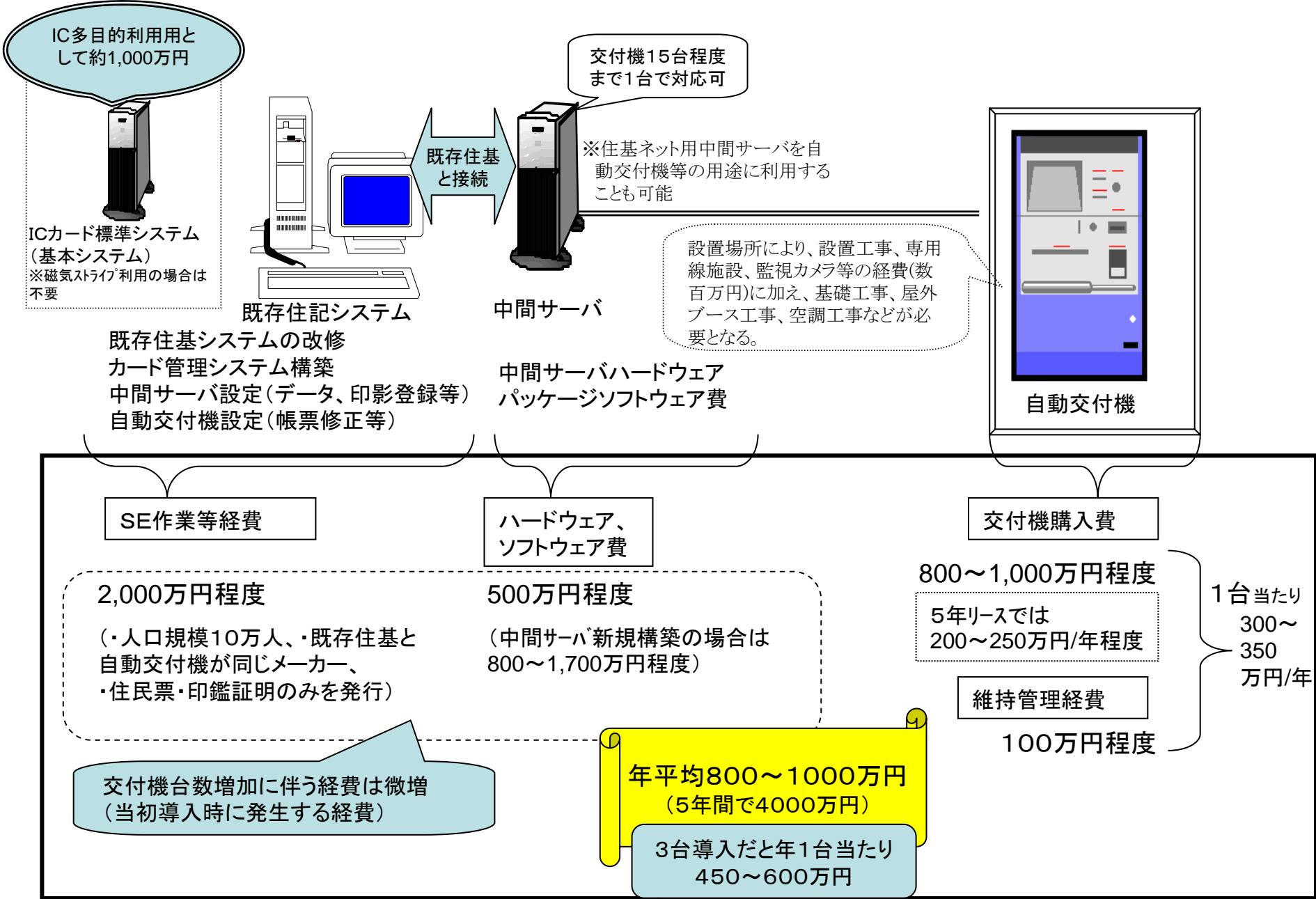
※ 請求者識別カードとは、自動交付機により請求者を識別するための磁気又はICカードのこと。

②広域交付住民票の交付申請に住基カードを利用する場合

- ・ 住基カードを提示し、カードの基本領域に設定された暗証番号を照合し、交付を受ける。
- ・ 基本領域の暗証番号が照合できないと交付を受けることができない。
- ・ 本人以外の者による請求については、本人と同一世帯に属する者が本人の住基カードを提示し、代理権を授与等がなされていることを暗証番号により照合し、交付を受ける。

証明書自動交付機の導入等に関する経費イメージ

未定稿



印鑑登録証・証明書自動交付機に住民基本台帳カードを導入することに関連するベネフィットのイメージ

職員側

- 厳格な本人確認の向上
- 住民へのカードのワンカード化
- 業務処理時間の短縮
→人件費削減
- ペーパーレス
- 審査・確認事務への時間の確保
- 公的個人認証サービス(電子申請(署名検証)等)の利用
- 市町村独自利用への活用
- 住基ネット情報提供システムでの活用

住民側

- 市区町村カードのワンカード化
- 待ち時間短縮
- サービス利用可能時間の延長
- アクセスポイントの増加
- 役所等への訪問手間の削減
- 公的個人認証サービス電子申請の利用
- 公的身分証明証として民間利用(写真付き)
- 市町村独自利用への活用
- 広域交付、付記転出入での利用

自動交付機利用

住基カードに付随する機能

利用の高度化